

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成26年12月8日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)
- 日程第3 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について
- 日程第9 議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第18 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第5号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、議員から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第5号であります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ~

#### 日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○松下議長 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきますと思います。少し鼻声なので、ちょっとお聞き苦しい点があるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議案第63号から行きたいと思います。この点では、通告に4点書かせてい

ただいでいますが、4点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、住居手当、この点において、今回の改定案では、持ち家に係る住居手当というものが廃止をされるわけなんです、これはなぜ廃止をする必要があるのかという点が1点です。

2点目は、勤勉手当という点において、扶養手当を現行の月額100分の82.5から100分の75と。再任用の職員についても同じように減額されるというような改定案になっています。その理由についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、管理職の特別勤務手当、22条の2に書かれているわけなんです、第3項において、8,000円のものがあるというのと、4,000円を超えない範囲内で支給するものがあるというふうになっています。この違いという点についてお聞きをしたいと思います。

あと、4点目としては、給与の切りかえに伴う経過措置という点において、来年3月末までの間に1万円を減じた額とあるとされています。その中には括弧として、26年4月1日からは1万5,000円というような書き方もされています。この点では実際には、これとの関係についてはどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。それと、来年の3月までとした理由、これについてもお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、持ち家に係る住居手当の廃止につきましては、住民感情になじまないことを理由として、国家公務員において廃止されました。当市においても、同理由により、今回の改正を行うものであります。

次に、質疑の2点目、勤勉手当の月数につきましては、民間事業所の昨年冬と、ことし夏の特別給、ボーナスが公務員の特別給を上回っているとの人事院からの調査結果から、ことしの人事院勧告において、年間で100分の15月分の引き上げが勧告されたものです。現在の勤勉手当の支給割合100分の67.5をこの12月期において、100分の15引き上げて100分の82.5としますが、来年度以降については、その引き上げた分の100分の15を6月期と12月期にそれぞれ振り分けて、100分の75に調整するものですので、減額ではありません。

なお、扶養手当については、何ら改正はありません。

また、再任用職員においては、同様に年間100分の5月分の引き上げを行うもの

でございます。

次に、質疑3点目、管理職員特別勤務手当につきましては、管理職手当の支給される職員が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合、8,000円を超えない範囲内で支給し、また、週休日または休日等以外の午前0時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外に勤務した場合、4,000円を超えない範囲内で支給するものであります。

次に、質疑4点目、給料の切りかえに伴う経過措置につきましては、平成24年4月から毎年5,000円を限度として、現給保障額の引き下げを行い、現給保障の廃止を進めてきたものであり、ことしの人事院勧告で給料表の改定が勧告され、平成27年4月から新たな現給保障制度が開始されることから、現在の現給保障制度を27年3月をもって廃止するものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の住居手当については、知っている範囲で結構ですんであれなんですけど、例えば、県内で、こういうようなところを実施しているのは、岩出市以外に今まであったのかどうかという点と、4点目のところの部分で、実際には書かれている職員、減じている額というのは、来年3月までは1万円なのか、実際には26年4月から1万5,000円と書かれている、その1万5,000円なのか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 増田議員の再質疑の1点目でございます。

和歌山県下の状況につきましては、1市を除きまして、平成27年4月から全て廃止するというふう聞いてございます。

それから、4点目の関係ですけれども、その差額に相当する額から1万円を減じた額というのは、平成24年4月と平成25年4月において、それぞれ5,000円ずつの計1万円を限度として、現給保障額から減じた額を指してございます。平成26年4月1日からは1万5,000円というのは、平成24年の4月と平成25年の4月と平成26年の4月の3回、5,000円ずつの3回ということで、1万5,000円を限度として減じた額を指すというふうなことでございますので、ご理解をお願いします。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 続きまして、議案第67号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 消防団条例については、2点お聞きしたいと思います。

第5条で、免職の処分から2年後には消防団員にはなれるとされてるわけなんですけど、2年という年月にしたのは、どういうことからこういうふうにされたのかという点と、第2条のほうで、今回は岩出市に在住だけではなしに、勤務されている方も消防団員の対象になれますよということになるわけなんですけど、そういう場合のメリットというのは、市としてはどれぐらいの効果があるのかという点を想定しているのかという市の認識をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員ご質疑の1点目につきましては、消防組織法第23条で消防団員の身分取扱い等について定められています。この中で、常勤の消防団員については、地方公務員法の定めるところによる。また、非常勤の消防団員については、条例で定めることとされています。ご質疑の2年とした理由につきましては、地方公務員法第16条において欠格事項が定められており、その内容に準拠した内容でございます。

次に、質疑2点目につきましては、勤務先での勤労だけでなく、地域における消防・防災のリーダーとして、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただけることから、市にとって利益になると考えてございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点目でお聞きした、新たに消防団員、勤務されているという方、この方を消防団員に迎えることができるよという条項については、少なくとも、今、消防団員の方の高齢化という点なんかも関連してくるのかなというふうには考えるところもあるわけなんですけど、そういう点では、今の消防団員の高齢化なんかの問題も含めて、実際、ここで書かれている部分なんかでいうと、岩出市の市役所なんかにも勤務されている方、市外からもおられると思うんですけども、そういう市の職員なんかの方も積極的にそういう消防団員の勤務、岩出市外の方なんかも、市としては消防団員に迎えていこうという、そういう気持ちなんかもあるのかなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員の再質疑でございます。

増田議員おっしゃるとおり、高齢化あるいは市の職員も受け入れたらというのは、私も同感でございます。市の職員だけでなく、民間でお勤めになられている方についても、今後は消防団長とも相談しながら、積極的に消防団員になっていただけるような方策をとっていきたいと、そのように考えてございます。よろしく願います。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、続きまして、69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計補正予算、3点お聞きしたいと思います。

今度、この補正予算では、土曜教育というんですか、そういうことも行うんだという、そういうことになっています。市としての土曜日教育という点の基本的な考え方ですね、市としてはどういう形で土曜教育というのを進めていこうと考えておられるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

2点目は、雨漏り対策で、新たに6,300万円余りが工事費で計上もされてきているわけなんですけど、いろんなこういう施設の定期点検というようなものは、どのような間隔で行われているんでしょうか。1年に1回とか2年に1回とか、それ以外にもされているのかどうか。定期点検というもの、そのもの自身を市としてはどのようにされているのかという点です。

それと、今回、やっぱり6,300万円、かなり大きな額なんで、雨漏りという部分なんかは、以前からそういう点で発見されていなかったのか。その当時、そういう部分なんかで計画、以前からそれがされなかったのは突発的な理由から発生されたのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

3点目は、4,570万円というものが、また、繰上償還というような形でされるわけなんですけど、今回、ここで補正の中でもいろんな各種の施策、土曜教育であれ、ここで今言わせていただいたように、工事費なんかも含めて、いろんな補正予算として、市民のためにまたいろんな形で使われるわけなんです。この4,570万円というものを、そういう点では、もっと市民生活向上というところに回さなかったのはどういう理由なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、土曜日教育を行うという点の基本的な考えはということについて、お答えいたします。

この事業の基本的な考え方につきましては、進路対策及び学力補充のため、国語と数学の教室を実施するものでございます。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

雨漏り対策として6,300万余りが工事費で計上されているが、施設の定期点検はどれぐらいの間隔で行われているのか。今回の雨漏りは突発的な理由から発生したものかについて、お答えいたします。

総合体育館の屋根や外壁などの点検については、建築基準法第12条の規定に基づき2年に1回実施しています。今回の工事につきましては、8月10日の台風11号の暴風雨が原因で、突発的に大量な雨漏りが生じたため行うものです。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の3点目の質疑にお答えします。

今回、補正予算に計上した長期債元金償還金4,578万円のうち4,536万円は繰上償還によるもので、42万円は新規借入債の償還方法の変更による増額であります。繰上償還については、後年度における利子負担の軽減を目的とし、平成25年度決算における剰余金を財源として、地方債の繰上償還を行うものです。

なお、地方財政法第7条第1項では、決算剰余金の2分の1を下らない金額は、翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとしております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 土曜教育の点で1点お聞きをしたいと思うんですが、同じようなこういう土曜日に教育というんですか、学習という点を行うというのは、以前、公民館でも同じようなことをされていたということがあると思います。しかし、現在は、公民館なんかでされてきた土曜教育というのは、されていないと聞くわけなんです、なくなったというか、行わなくなった理由というのはいろいろあると思うんです。そのときに、今回、新たに始める土曜日教育との関係でいうと、そのときにいろん



な理由で行わなかったときに、岩出市としても、そのときにいろんな教訓というんですか、こういうことをもっとやったらよかったんじゃないかなとか、こんな取り組みやったらよかったんじゃないかなということがあったと思うわけなんです、そのときに岩出市が得た教訓ですね、それはどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

以前、公民館でも同様にやっていたのが、やらなくなったことについての教訓ということでございますが、公民館で、現在も学習ルームとして教室は継続してございます。小学校、中学校とも放課後等の補充学習を十分に実施しておりますので、公民館にわざわざ集めてするまでもなく、各学校でやったほうが効果が上がるだろうと、そういう考えで廃止してございます。

さらに、その補充学習を強化するために、中学校で本事業を今後展開していきたい、そういうことでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、専決処分、議案第61号について質疑を行いたいと思います。

今回の専決処分の中で、予算組みをされたと思うんですが、その中の投票日の投票管理者報酬については、幾らと予算をされたのか。

それから、超過勤務手当の時間については、どういう積算根拠があったのかということですか。

それから、3点目の旅費の予算組みをされておるんですが、この旅費の根拠についてお聞きをしたいと思います。

さらに、食料費の内訳についてお聞きをしたいと思います。

最後に、期日前投票管理者の手当の金額についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の投票日の投票管理者報酬につきましては、職員を投票管理者に委嘱しており、予算においては、投票事務従事者と同様に1,800円掛ける1.35の14時間分で、1人当たり3万4,020円を計上しております。

続きまして、超過勤務手当の時間につきましては、1人当たり投票事務で14時間、開票事務で4時間、開票事務につきましては、今回3種類ございますので、一部の職員はプラス2時間してございます。期日前投票事務で、平日が4時間が8日間、休日が12時間、これが3日間としてございます。

旅費の根拠は何かにつきましては、衆議院議員総選挙において、旅費を伴う出張が生じた場合のため計上してございます。

食料費の内訳はどうかにつきましては、選挙当日の投票立会人の昼食代として1,200円の2人、19投票所で4万5,600円、夕食代として800円の2人、19投票所で3万400円、期日前投票立会人の昼食代及び夕食代として800円の2人の2回、11日分で3万5,200円、期日前及び当日の立会人の方の飲み物代として5万円計上してございます。

続きまして、期日前投票管理者の手当につきましては、平日が1,800円掛ける1.25の4時間、これが8日間で7万2,000円、休日が1,800円掛ける1.35の12時間が3日間で8万7,480円を計上してございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。まず、投票日の投票管理者の報酬についてであります。今ご答弁いただきますと、投票管理者と事務担当者との併用であるので、投票管理者としての報酬ではないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、2点目に、超過勤務手当の時間の算出であります。今ご答弁をいただきますと、1,800円掛ける割り増し率という形で計算を算出されておりますが、これについては、通常の職員の時間外勤務手当の算出方法と異なるのか、それとも特別に衆議院選挙において、選挙に関してそういう算出の計算にしたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、期日前投票管理者の手当であります。期日前投票者については、通常、職員が担当していると思うんですが、そういう人に対してはどういう取り扱い

をしているのか。具体的に申しますと、通常の勤務として、朝の始業時から夕方の終業時、それ以外については時間外手当として支給をしているのか。トータルで、今言われた金額、そういう形にしているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の当日の投票管理者の報酬、これにつきましては、特別職の報酬額ではございません。超過勤務手当として計上してございます。

続きまして、2点目の超過勤務手当、これにつきましてはの算出ですけれども、これは通常の時間外手当として特別に金額を固定したものではございません。その方の単価で計算しておるんですけれども、あくまでも予算上でございますので、平均の1,800円を基礎として計算してございます。

期日前の手当につきましては、時間外のみを計上してございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務手当並びに事務管理者の手当については、過去の費用を報酬として、1時間当たり2,200円として支給をされておったんですけれども、今回の衆議院選挙については、通常の時間外手当に割り増しをつけた金額で支給するように変更したというように理解してよろしいのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

議員のご理解のとおりで結構です。

○松下議長 次に、議案第62号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第62号について質疑を行います。

今回の議案の中で、公布の日をもって行うということですが、公布の日については、日時はいつなのか。それから、100分の7.5の分については、この議案がこれから可決、承認されますといつ支給されるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、各改正によるアップ額についてですが、これは幾らになるのかということでお聞きをしたいと思います。

それから、議員に関してですけれども、議長の引き上げ後の額についてお聞きをしたい。それから、副議長の増加分の引き上げ後の合計額、これについてもお聞きをしたい。それから、議員の増加分の引き上げ額の合計額、これもお聞きをしたいと思います。

それから、特別職についてであります。市長、副市長並びに教育長の増加分及び引き上げ後の合計額についてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員ご質疑の1点目につきましては、議会の議決後、速やかに公布をいたします。

次に、質疑2点目につきましては、平成26年度分につきましては、議会で議決をいただいた後、速やかに事務を進め支給をいたします。また、平成27年度以降の分は、6月と12月の期末手当支給日に支給をいたします。

次に、質疑3点目につきましては、議長については年間7万5,900円、副議長については年間6万7,275円、議員については1人当たり年間6万2,100円です。

市長については年間15万7,500円、副市長については年間13万200円、教育長については年間11万7,600円です。

次に、4点目につきましては、年間の期末手当の合計額は、議長、年間207万4,600円、副議長、年間183万8,850円、議員、年間169万7,400円です。

市長、年間325万5,000円、副市長、年間269万800円、教育長、年間243万400円です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 公布の日についての再度の質疑であります。速やかにということなんですけれども、それはいつをめどに、速やかにというのは、ことしじゅうになるのか、年末のいつぐらいになるのか、これについて、もう既に計算をされておると思うんですが、議決後の支給でありますので、いつを目途に支給をされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の議案の提案の内容であります。この議案の提案については、表題が「岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等」という形で、「等」の中に特別職が入っていると。本来は、条例は別々に存在するもの

であって、これを一括して上げられると、議員と市長、教育長の報酬に賛否を問うときに、どれを反対する場合、賛成する場合、これできなくなるわけですよ。だから、本来であれば、個別に議員の報酬についてはこれだけ、特別職である市長、副市長についてはこれだけ、教育長についてはこれだけ改正するんだというような提案の仕方が、よりベターではないかなと思うんですが、その2点についてお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

公布の日ということで、速やかにということをございますけれども、地方自治法の中で、議長のほうから3日以内に長のほうに議決の関係が送付されてまいります。その後、20日以内に公布ということになってございますので、我々としては速やかに公布をさせていただきますが、一応めどといたしましては12月中にというふうに考えてございます。

次に、2点目の提案方法でございますけれども、我々といたしましては、特別職と一般職の2本にすることにより、わかりやすく審議がスムーズに進むということを考慮した上で、今回の上程とさせていただきます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 支給については、今月、12月中という理解で、20日前後という、ことしの御用納めが26日ですから、それまでには支給をするという理解でよろしいでしょうか。

それと、引き上げについてですが、今回の引き上げについては、そのような意味では一括してという、わかりやすくというのは、議員にとってはわかりやすいかもわかりませんが、一般市民にとってはわかりにくい点がありますので、今後の検討課題にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑でございます。

先ほどの再質疑の答弁と重なる部分がございますけれども、あくまで公布の日につきましては、12月中を予定してございます。支給につきましては、その後、速やかにということをございますので、議会事務局のほうから支給をされるというふうに思っております。

それと、一括条例での上程につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○松下議長 続きまして、議案第63号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第63号について質疑を行います。

今回の職員に関する条例改正についてであります。まず第1点目に、通勤手当の支給についてであります。通勤距離別に該当者は何人おられるのか。今回の引き上げで、どれだけの支出になるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、住居手当の削除についてであります。これについては、先ほどの議員の質疑にもありましたが、住居手当そのものを削除する理由について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、管理職手当の該当者については、何人おられるのか。お聞きをしたいと思います。

それから、給与引き上げ分は、いつ支給されるのか。及び職員の総額は幾らになるのか、お聞きをしたい。

それから、今回の引き上げで、年齢別に最も引き上げられる層については、どこをターゲットにして引き上げられたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回、給与改定によって、アップによって、岩出市のラスパイレス指数については幾らになるのか、お聞きをしたいと思います。

この給与条例の中に、非常勤職員の賃上げは一言も触れておられませんが、非常勤職員の賃上げについては、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、再任用職員の該当者について何人おられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑1点目につきましては、この通勤手当の改正につきましては、自転車とバイクに係る通勤手当の改定でございます。通勤距離片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者2人、15キロメートル以上20キロメートル未満の者1人で、該当者は3人です。総額2万7,600円の増額になります。

次に、質疑2点目につきましては、持ち家に係る住居手当の廃止につきましては、住民感情になじまないことを理由に、国家公務員においては廃止されました。本市

においても、同理由により今回の改正を行うものでございます。

次に、質疑3点目につきましては、該当者92人です。

次に、質疑4点目につきましては、議会で議決をいただいた後、速やかに事務を進め、支給をいたします。なお、総額は2,105万円です。

次に、質疑5点目につきましては、若年層27歳未満の者に重点を置いた改定となっております。

次に、質疑6点目につきましては、改定後の国の平均給料額が示されていないため、ラスパイレス指数は現時点では算出できません。

次に、質疑7点目につきましては、報酬の改定はありません。

次に、質疑8点目につきましては、該当者5人です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 住居手当の問題であります。従来ついてたものが削除されると。いわゆる、持ち家の対象者になろうと思うんですけどね。持ち家の対象者であっても、維持管理費あるいはどこか壊れたとなりますと、必要経費がかさんでまいります。それから、固定資産税並びにそういうものも払っていかなければならないという意味では、持ち家であっても、最低限の居住環境を守るという意味から、職員の皆さんがそこから市に通勤をされて仕事をされるわけにありますから、私は住民感情になじまないというのは、一面的ではありはしないかという気がするんですけども、国家公務員がそのようになったから、岩出市においてもそうするんだということやなくして、岩出市における独自の考え方があっていいんじゃないかなと思うんですが、それについて再度お聞きをしておきたいと思えます。

それから、管理職員特別手当の該当者については92名おられます。ということですが、今回の改正の中で、非常事態で災害等について発生した場合にあるんだということですが、この条文の中を見ますと、非常事態以外に何かほかに想定される、含んでいる事項があるんじゃないかと思うんですが、これについてはどういうものを想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、管理職手当の問題であります。管理職手当については、暫定で残業しようがしまいがついているわけですね。暫定手当として支給をされた上に、今回の管理職員特別手当という形で8,000円を上積みをする。4,000円もあるんですが、そういう二重の、ダブルで管理職だけ支給をするということは、まさしく、これこ

そ市民感情からいって、なじまないのではないだろうか。管理職手当がないのであれば、これは一面理解はできるんですが、管理職手当としてついた上に、さらに、今回の改正で上積みをするということについては、理解ができない点であります、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、年齢別にどういう点を重視したかということで、27歳未満ということですが、27歳ではなくて、やはり今晚婚化によって、非常に小さい子供さんを抱えている家庭が非常に多いんですよ。そうしますと、少なくとも40ぐらいをピークにして引き上げる必要性がありはしないかと。上げるべきやないかというふうに考えておるんですが、それについて、市のほうではどのようなお考えを持っているのか。

それから、岩出市の非常勤職員の方は130名ぐらいおられるんですか、そういう人たちについて、なぜ賃上げをしないのか。賃上げの考えはないのか、これについての再度のご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

まず1点目の持ち家の関係で、住居手当の廃止ということでございます。尾和議員は、そういうような考えということでございますけれども、我々といたしましては、個人の資産に対する手当ということになりますので、今回、廃止を提案させていただいたということで、住民の感情にはなじまないというふうに我々考えてございます。

それから、2点目の管理職員特別勤務手当の関係で、災害以外にも何かというふうな内容でございますけれども、災害以外といたしましては、ミサイルの攻撃であったり、また、インフルエンザ等の病気等の蔓延等、いろいろな危機の内容もございますので、そういうようなところも我々としては考えてございます。

それと、管理職手当と管理職員特別勤務手当が二重の支給になるのではないかとということでございますけれども、管理職員特別勤務手当につきましては、この条文にも載っておりますように、特別な勤務が発生した場合ということでございますので、常時発生するようなものではございません。これは住民の方にも十分理解をしていただける手当であると我々は考えてございます。

次に、若年層の引き上げの関係ですけれども、27歳未満が一番アップ率が高いというふうに、私、先ほど答弁させていただきましたけれども、総体的に見ますと、



若い者から順にアップ率が高くなってございますので、尾和議員が心配されているように、27歳以下だけがということではございませんので、年齢が高くなるほど薄くなっていくというふうな内容でございます。これは人事院勧告に基づいて改定をさせていただきます。

それと、最後、5点目ですけれども、賃金の改定につきましては、今回は人事院勧告、我々一般職についての内容で条例改定をさせていただきますので、この臨時の方の処遇につきましては、今の段階では考えてございませんので、和歌山県の最低賃金等の改定、いろいろ条件が整ってくれば、その点についても、また、今後、考慮していかなければならないと、そういうように考えてございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 非常勤職員の手当の問題ですけれども、最低賃金はもう既に改定されているんですよ。ことしも改正されて、労働局のほうから発表されております。そういった中で非常勤職員、これは官製ワーキングプアと言われている人たちの力をかりて、市民サービスを全体として底上げをしていくということが、市に果たされる役割であろうと思うわけであります。

そういう意味でも、正規職員だけじゃなくして、非常勤職員についても、少なくとも何割か、何%かは、押しなべて横滑りで適用して上げていくという考え方が基本になるべきではないかなと、そのように市民の皆さんも思っておられますし、私も思っておるんですけれども。今後の非常勤職員について、やはり非常勤職員は、それを条件にして雇用しているんだから、上げなくていいという考え方じゃなくして、前向きに考えを理解していただいて、引き上げていくという考え方をとっていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございます。

非常勤職員、いわゆる臨時職員の賃上げの問題ですけれども、これにつきましては、先ほど答弁させていただいた内容でございます。ただ、我々、今回の人事院勧告の中では、総合的見直しということで、人事院勧告の中に職員についても、来年の4月以降、給料額が引き下げられるというふうな内容もございますので、臨時職員につきましても、今後、市として検討してまいりたいと、そのように考えてござ

います。ご理解よろしく申し上げます。

○松下議長 これでは議案第63号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の改正について、お聞きをしておきたいと思います。

地籍調査が終了した段階で、来年の4月1日から地籍調査成果簿について徴収をしていくということですが、お聞きをしたいんですけども、このまず第1点、対象者についてであります。交付の制限はあるのかということをお聞きをしたいと思います。

この用紙ですね、交付される用紙の大きさについては、どのサイズを考えておられるのか。それから、閲覧ですね、交付じゃなくして、閲覧させてくれという場合に、どうなるのかということでもあります。

それから、料金についてであります。1筆ごとに500円という設定ですが、料金がほかの地方自治体に比べて高くないかなという点があるんですけども、この500円と設定した理由について、お聞きをしたいと思います。

それから、成果簿、編図という表現をしておりますが、後日連絡ありまして、編図について、どういう意味だということであったんですが、地籍調査における成果図、いわゆる法務局に送付された内容全てを指しているのかなという意味でお聞きをしている点であります。

それから、来年の4月から地籍課がどうなるのか。組織編成と同時に変わってくると思うんですが、この交付する担当課、交付先、担当する窓口はどこと決めておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

交付の制限はあるのか。交付の制限はございません。

用紙はどの大きさなのか。座標値、図根点はA4判、地籍集成図はA3判サイズとなります。

閲覧はどうなるのか。地籍簿、地籍図は閲覧できますが、座標値、図根点、地籍集成図は、閲覧対応いたしません。交付のみ対応でございます。

料金は高くないのか。他の自治体と比較して妥当と考えています。

成果簿、編図はどうか。成果簿、議員ご指摘の編図でございますが、何の図から調べましたが、該当する図がありませんでした。なお、法務局へ出している図といいますと、地籍測量図及び地籍簿になっております。今回のこの2つについては対象といたしておりません。その内容については、座標値、図根点、地籍集成図でご確認いただけると考えています。

担当課はどこなのか。地籍を担当する部署であります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度お聞きをしたいんですが、用紙の大きさがA4、A3サイズを考えているということですが、A4、A3であっても、この料金でいくという理解でよろしいかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、閲覧についてですが、閲覧については料金が要るのかどうか。それと、これから電子化が非常に進んでまいります。デジタルデータとしていただきたいという場合に、それについては、料金は決められているのか。それとも、そのデータについて500円ということになるのか、デジタルでいただく場合、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、担当課は、地籍を担当するところだということで、明確にお答えをいただきませんでした。固定資産税を扱う税務課なのか、それから、産業振興課なのか、そこら辺、明確に、やっぱり今の段階からしておく必要があると思っておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

料金のA4判、A3判は、料金は同じかというご質疑でございますが、同じでございます。

閲覧の料金は要るのか。これについては、閲覧は無料でございます。デジタル化の場合は、これはCD及びフロッピーをご持参いただければ、データとしてお渡しさせていただきます。料金は同じでございます。

続きまして、担当課の件でございますが、地籍調査課ではお答えはちょっと難しいので、ご了承のほう、よろしく願いしときます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

地籍調査の来年度の担当課は、どこかというご質疑でございます。現時点では申し上げられるのは、先ほど地籍調査課長が申し上げたとおりでございます。27年4月の組織で、十分市民に対応できるような体制づくりを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで議案第64号を終結いたします。

続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の改正についてであります。この条例案の中に3万円を上限として加算するということがうたわれております。この3万円を上限とする加算する条件とは何なのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

平成21年1月に創設された産科医療補償制度は、被保険者が掛金を支払い、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、重い脳性麻痺の状態となった者に補償金が支払われる制度であります。

ご質疑の加算する条件についてですが、産科医療補償制度に加入する医療機関等で、在胎週数22週以降に出産された場合に、3万円を超えない範囲で出産育児一時金に加算することとなっているものであります。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 重度の身体的な状況において加算をしていくんだということですが、具体的に、重度と言われている症状について、どういう範囲なのか、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをします。

ただいま議員のほうから、重い状態とはどのようなものがあるのかということですが、この運営につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構

のほうで、日本医療機構評価機構に基づいて運営されているものであり、具体的な症状等につきましては、こちらのほうではお答えすることはできないものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁で具体的な答弁できないということですが、そんなことではないのでしょうか。例えば、条件によって、支給するのは岩出市ですから、その条件を満たすか満たさないかという基準が明確にないまま、3万円を上積みするというような考え方では、私は答弁になってないと思うんですが、どうでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

先ほど答弁させていただきましたように、この加算金につきましては、産科医療補償制度に加入する医療機関等で、在胎週数22週以降に出産された場合に3万円を超えない範囲で加算するというものでございます。

以上でございます。

○松下議長 これで議案第65号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 上水道事業運営審議会条例の制定についてですが、今回、条例案を読みますと、まず第1点に、設置、それから目的等が書かれているんですが、設置、運営については、合理的な管理運営とはというような形で表現をされております。合理的な管理運営として、具体的にどういうものがこの審議会の議題として考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第3条の審議会の中に、岩出市市議会議員3名以内をというような文言があります。これは本来、市議会議員というのは、このように行政と議会との間におけるやりとりの中でチェックをして監視をする者が議会議員であります。審議会の中に市議会議員が入っているということは、行政機関の、いわゆる市長の下部組織にならざるを得ないと。下部組織の中で議会議員がその中に入っていくということは、本来やるべきではないというふうに考えておるんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、合理的な管理運営とは、具体的に何かということですが、その時代背景や環境の変化に的確に対応し、目的に合った無駄のない施設の維持管理と適正な経営を行っていくこととございます。

2点目の第3条の委員に市議会議員とあるが、行政機関の下部組織となるので問題があるかと考えるがどうか。ということについてでございますが、地方自治法には、審議会を組織する委員に特別の定めがないため、問題がないと考えます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第3条の点ですが、特別に定めがないからといって、市議会議員3名以内という形で審議会のメンバーに入れるというこの発想が問題だと言ってるわけです。繰り返しになりますが、議会議員として立場を堅持して、行政に苦言をし、チェックをして、管理監督する立場にある議会が、そういうところに入っていくということは大きな課題があり、問題があるということ認識をすべきだということに思っておりますので、これについては、削除すべきだということに思っておりますが、再度お聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

審議会は、普通地方公共団体の執行機関の下部組織ではなく、附属機関であり、審議会を組織する議員については、問題がないと考えます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 これで議案第66号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第67号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号について質疑を行います。

今回の議案について、第3条に、勤務を追加した理由についてお聞きをしたいと思うんですが、これも先ほど質疑の中で答弁をされておりましたので、逆に言って、ほかの立場からお聞きをしたいと思うんですが、現在、消防団の団員の、ある意味

では、希望者が少なく勤務を追加することによって、定員数をクリアしたいという考えが根底にあるのではないかなという気がするんですけども、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、この中に志操堅固で身体強健という表現があるんですが、非常勤の消防団員に任用されるときに、今まで健康診断を提出をしたり、事前に入団される場合の手続というのは、どのようにされてきていたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、欠格条項の適用についてですが、ここには3項目にわたって載ってるんですけども、この3項目以外に考えておくべきことがあるのではないかなという気がするんですが、それについて、この3項目だけでクリアできるというように感じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、消防団員の服装ですね、これ貸与後については、脱団した場合、どのような取り扱いを今までされているのか、今後どうしていくのかについて、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑について、お答えをいたします。

質疑の通告と、若干、今の質疑内容が異なっているところがございますが、通告内容に基づきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目、お答えさせていただきます。質疑の1点目につきまして、地域防災体制の充実を図るため、幅広く消防団員を確保するためです。尾和議員がおっしゃったように、若干、まだ定数まで余裕がありますので、もう少し団員をふやしたいと、そういうような内容でございます。

それから、志操堅固、身体強健とはというような質疑通告でございましたので、この内容につきましては、体が丈夫で強い意思を持つ者のことを申してございます。それで、健診等というようなお話もございましたけれども、健診等は受けてもらっておりません。特に、そういうような診断書をつけて入団というようなことではございません。

それから、欠格条項の範囲についてですけれども、成年被後見人または被保佐人というふうな内容と、あと禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者またはその執行を受けなくなるまでの者、これは除外。それと条例の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者という、この3点でございました。この3項目で我々はよいと考えてございます。

それから、退団の際の返却でございますけれども、質疑3点目につきましては、退団時に返却をしていただいております。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1項目の件ですが、これから団員となられる方については、事前に健康チェックをするということは非常に大切やなと思うんですね。内部疾患あるいは心臓病の疾患を持っておられたり、いろんな方があろうと思うんですが、少なくとも消防団員になられる方については、事前に健康診断を提出していただいて、その上で対応していくことが求められるのではないかなと、そのように思っております。その費用については、消防団のほうから費用を支出して、健康で強靱な人に対して入団をしていただくということが、後々、災害補償の問題とも絡んで、大切ではないかなというふうに思っておりますので、これについては検討する必要性があるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

入団に際して、健康診断を受けていただいたらどうかというような内容でございますけれども、消防団の入団に際しましては、各地元の消防団の部長のほうから推薦書をいただきまして、本人からの入団届あるいは宣誓書等を消防団長のほうに提出していただいた後に、入団ということになってございます。ということで、地元の部長のほうからの推薦という段階で、地元精通した部長からの推薦ですので、健康状況であるとか、そういうふうな消防団員としてやっていけるかというようなことについては、その部長が十分把握した上で推薦が出てきてございますので、今の段階では、健康診断等の提出は求めないということにさせていただきます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 これで議案第67号を終結いたします。

続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第69号 26年度岩出市一般会計補正予算に関する質疑を行います。



まず、これは国保、介護、後期医療、下水道特別会計の繰入金がされておりますが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、勤勉手当の内容についてお聞きをいたします。

それから、保育士等処遇改善補助金について、これによってどれだけの待遇改善がされるのか、具体的にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、財政調整基金の積立金の問題であります。これも先ほど指摘がされましたが、私もこの積立金については、3億2,000万から積み立てを回すということではありますが、これについて疑問があるというふうに思っておりますので、それについてお聞きをしたいと思います。

長期償還金については、これについても4,500万から償還金に回すと。2分の1相当を積み立て、あるいは償還金というお話もありましたが、私は市の行政として、これだけの剰余金を残すということは、市民サービスに資するべきであるにもかかわらず、こういうような剰余金が残るということは理解できない点があるので、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑、繰入金の理由についてお答えをします。

国保特別会計からの459万5,000円の繰入理由ですが、一般会計から国保会計への繰り出しについては、保険税軽減分や財政安定化支援など国保会計の安定した財政運営を行うため制度化された、いわゆるルール分と国保会計において赤字決算が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填を行う、いわゆるルール分以外の繰り出しがあります。このルール分以外に繰り出したものについては、国保会計において黒字決算が見込まれる際、また、繰り入れたことによる剰余金がある場合には、財源補填を受けたものは精算すべきものと考え、その一部を繰り入れるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計からの517万円の繰り入れ理由ですが、平成25年度決算に伴うもので、事務費に係る精算額が1,073円、後期高齢者医療広域連合へ納付した事務費分賦金の精算額が516万9,307円となり、合わせて一般会計に繰り入れるものでございます。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

介護保険特別会計繰入金についてであります。平成25年度実績から交付金精算

により、市の法定負担割合の超えた分を返還するものです。

以上です。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の下水道事業特別会計繰入金の理由についてでございますが、平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出決算による剰余金を一般会計に返還するものでございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑2点目、勤勉手当の補正の理由でございます。これにつきましては、12月の勤勉手当の支給率を0.675月分から0.825月分へと改定するもので、0.15月分の増額に係る分でございます。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

保育士等処遇改善補助金について、具体的に幾ら改善されたのかということでございますけれども、この岩出市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、私立保育園の園ごとにお任せしているところでございます。保育士等改善されている額におきましては、園ごとになりますが、月額約8,000円の改善されたというふうになってございます。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員ご質疑の4点目、5点目についてお答えします。

今回、補正予算に計上した財政調整基金積立金3億2,824万1,000円につきましては、今般、平成25年度決算に伴う繰越金が生じたことから、財政調整基金に積み立てを行うものです。

次に、今回、補正予算に計上した長期債元金償還金4,578万円のうち4,536万円は繰上償還によるもので、42万円は新規借入債の償還方法の変更による増額でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず第1点、国保、介護、後期医療、下水道もそうなんです、特別会計における収支決算の補正についてですが、非常に、市民の立場から言いますと、わかりにくいんですよね。というのは、一般会計から繰出金をやっておって、残ったから繰入金でまた同じもとの財布に戻すと、そういうやり方をされるんですよね。

本来、特別会計に繰り出しする場合の基礎の計算というんですか、そのもの自体が、やはり、安易に繰出金を出しているというような状況にあるのではないかというふうに思っております。

それから、もう1点だけ、時間オーバーしていますが、保育所の8,000円のアップについてですが、人数について何人分なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

尾和議員おっしゃいます、一般会計から国保特会へ入れて、また一般に返すという会計がわかりづらいということでございます。その基礎の計算でございますが、ルール分以外の緊急的に財源補填する分については、基礎計算というのはございません。ただ、ルール分につきましては財政支援等保険基盤安定、そういう計算のルールに基づいて一般会計から繰り入れているものでございます。

以上でございます。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

8,000円アップの具体的な人数ということでございますけども、先ほども申し上げましたように、今後、これが議決されて、園に支出して、園ごとにお任せしてという形になりますので、昨年度の実績値で申し上げますと、保育士、常勤ですけども、実人員で804人、これ月額ですんで、月で割り戻す形になりますが、今申し上げられるのは、去年の対象、常勤職員の保育士で804人となってございます。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

介護保険のほうですけども、前年度の増加率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、実際には、これを下回ったことにより減額となって生じたものです。

以上です。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

下水道事業特別会計は、歳出に対して、歳入で不足する財源を一般財源から繰り入れておりまして、決算により生じた剰余金を一般会計に返還するものでございま

すので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○松下議長 これでは議案第69号の質疑を終わります。

これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第61号から議案第76号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第76号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について

○松下議長 日程第18 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月8日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 井神慶久 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田畑昭二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福山晴美 |

提出先 和歌山県教育委員会

要望書の読み上げは省かせていただきます。

提出理由について説明させていただきます。

平成10年の学校教育法の一部改正で中高一貫教育校の設置が可能となり、和歌山県では、平成16年4月に県立向陽高校に県内初めての併設型中高一貫教育校として開校し、その後、中高一貫教育の全県展開が図られ、現在、5校が設置されています。

本市においては、以前から市内に公立の中高一貫校の設置を望む声があり、特に、本年の市政懇談会では、複数の会場で那賀高校に県立中学校設置の要望が数多く出しています。

また、那賀高校に県立中学校を設置されれば、市内小学生及びその保護者に中高一貫教育校という学校の複線化による進路選択の幅を保障することができるため、那賀高校に県立中学校の設置していただきたく、要望を提出するものであります。

以上でございます。どうかよろしくご協力をお願いいたします。

○松下議長 以上で、提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、12月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時05分)